

罰則一覧表

章	条	項	内容	罰則（～以下）	罰則条項
第3章 分別解体等の 実施	10	1	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出	20万円	51条1号
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円	50条1号
	15		分別解体等実施義務の実施命令	50万円	49条
第4章再資源 化等の実施	18	1	発注者への報告の記録	10万円	53条1号
	20		再資源化等実施義務の実施命令	50万円	49条
第5章 解体工事	21	1	登録	懲役1年・50万円	48条1 号・2号
		2	登録変更	懲役1年・50万円	
	25	1	変更の届出	30万円	50条2号
	27	1	廃業等の届出	10万円	53条2号
	29	1	登録の取消し等の場合における通知	20万円	51条2号
	31		技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33		標識の掲示	10万円	53条3号
	34		帳簿	10万円	53条4号
	35	1	事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	37	1	報告徴収	20万円	51条4号
			1	立入検査	20万円
第6章雑則	42		報告徴収	20万円	51条4号
	43	1	立入検査	20万円	51条6号

有害物質等について

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 5) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）
- 6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 8) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 9) その他公害・騒音防止等に関する諸規定
- 10) その他必要な事項

# 説明書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 説明内容
  - 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
  - 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
  - 三 工事着手の時期及び工程の概要
  - 四 分別解体等の計画
  - 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
4. 添付資料 (該当する事項の□欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)
  - ①別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②工程の概要を示す資料
    - 工程表

# 告知書

年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 告知内容

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

4. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

①別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②工程の概要を示す資料

工程表

## 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

### 1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 出作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

欄には該当箇所にレを付すこと。

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(消費税及び地方消費税を含む)  
(受注者の見積金額)

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円(消費税及び地方消費税を含む)  
(受注者の見積金額)



## 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

□欄には該当箇所にレを付すこと。

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円  
 (受注者の見積金額) (消費税及び地方消費税を含む)





## 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

### 1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 ( )	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

□欄には該当箇所にレを付すこと。

2. 解体工事に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(受注者の見積金額) (消費税及び地方消費税を含む)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(受注者の見積金額) (消費税及び地方消費税を含む)



## 再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを、報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円

(消費税及び地方消費税を含む)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源の有効な利用の促進に関する法律に定められた一定規模以上の工事の場合に提出が必要

再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)



# 委任状

私は都合により \_\_\_\_\_ を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設  
工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条に基づく届出その他の手続きを委任します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 代理者の住所・連絡先

①住所 \_\_\_\_\_

②連絡先（昼間の連絡先）

○自宅・勤務先・携帯 電話番号 \_\_\_\_\_

会社名（勤務先の場合） \_\_\_\_\_

所属等（勤務先の場合） \_\_\_\_\_

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

※本件の代理者が行政書士でないとき又は建築物の新築、増築、修繕若しくは模様替に関する  
手続きを行う建築士でないときは、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出す  
る書類を作成することは、行政書士法により禁じられていますのでご注意ください。

要領様式第8号 (法第10条、要領第12関係)

作成例

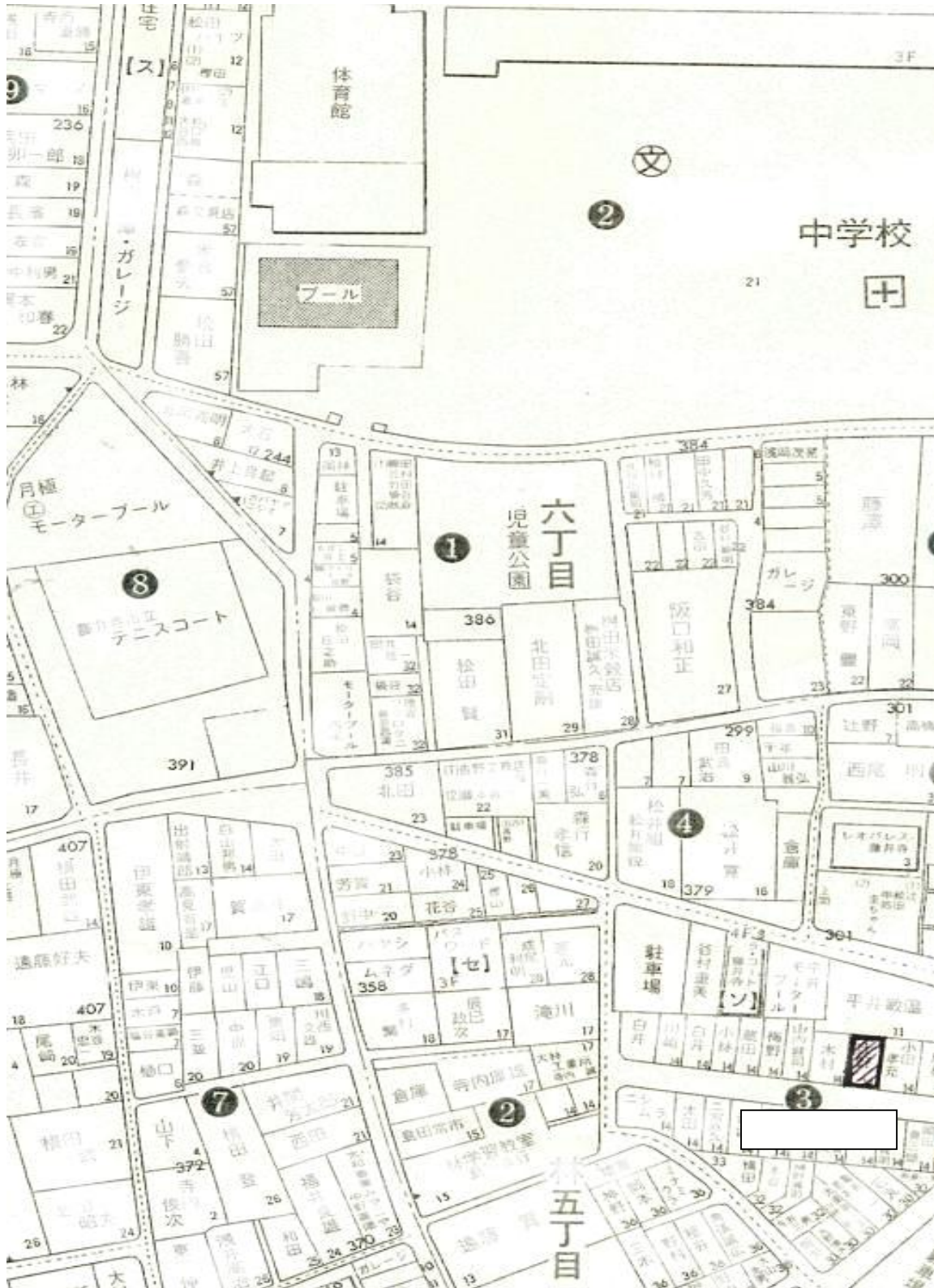
設計図又は写真



要領様式第9号 (法第10条、要領第12関係)

# 案内図

## 現場位置図



## 工 程 表

(建築物解体工事の場合)

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	○日目

(建築物解体工事の場合)

作成例

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	9日目
①養生シート等の設置							
②重機の搬入							
③障害物の除去							
④建具、畳等の撤去							
⑤石膏ボードの手壊し							
⑥手作業による瓦降ろし							
⑦機械併用の上屋解体							
⑧木材等の積込・搬出							
⑨混廃の積込・搬出							
⑩基礎・土間の解体							
⑪コン塊の積込・搬出							
⑫養生シート等の撤去							
⑬整地・完了							



建 審 第 号  
年 月 日

様

都道府県 (市) 知事 印

分別解体等の計画の変更について (変更命令)

(分別解体等の場所) の分別解体等は、  
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律 104 号) の適正な実施を確保することが必要であるので、同法第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり計画を変更することを命ずる。

記

建設リサイクル法指示書

受領者（受注者 発注者 自主施工者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

あなたが（施工・発注）している建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）対象建設工事について、下記のとおり措置等を実施するよう指示します。

なお、必要な措置を実施されない場合、法律の規定により勧告、命令、立入検査その他の措置を行うことがありますので、申し添えます。

施工状況等を確認した日 年 月 日	
工事の概要	工事の場所 建築物等の 構造 規模 造 階 工事の種類（建築物の解体 新築・増築 その他工事 その他工作物の工事）
分別解体等に関する状況	1 施工に必要な建設業の許可又は登録を受けずに解体工事を請け負っている。 2 工事の届出（変更届を含む。）が着手の7日前までに行われていない。 3 元請から発注者に、届出事項の説明・書面交付が行われていない。 4 元請から下請に、届出事項の告知が行われていない。 5 国土交通・環境省令に従った分別解体等の施工が行われていない。 6 技術管理者が解体工事に従事する者を適切に監督していない。 7 解体工事業者・建設業者の標識が掲示されていない。 8 営業に関する帳簿の備付け・記載・保存が適切に行われていない。 9 請負契約書に、①分別解体等の方法・費用②再資源化等の施設・費用が適切に記載されていない。 10 その他
再資源化等に関する状況	1 特定建設資材廃棄物の再資源化が適切に行われていない。 2 元請から各下請負人に、廃棄物に関する指導が適切に行われていない。 3 廃木材を縮減（焼却）する方法・焼却施設の構造等が適切でない。 4 元請から発注者に、再資源化等の結果について、①完了年月日 ②施設 ③費用 が書面で適切に報告されていない。 5 再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保存が適切に行われていない。 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反する疑いがある。（ ） 7 その他
指示事項	1 直ちに工事を中止し、指示を待つこと。 2 分別解体等・再資源化等の状況について、建設リサイクル法第42条第1項・第2項の規定による報告書を作成の上、年 月 日までに来庁すること。なお、来庁日時については、下記の本府担当と事前に調整すること。 3 分別解体等の方法が適正でないため、工事の方法又は作業の内容を変更すること。 ①木材、コンクリート、アスファルトの分別を行うこと。 ②（ ）部分の解体を手作業とすること。 ③事前に行うべき次の措置を十分に行うこと。 有害物質の除去、残存物品の搬出 作業場所の確保 4 その他（ ） ※一般的な施工上の注意として次の点に留意すること（粉塵の防止 騒音の防止 危険防止措置 その他）

年 月 日

担当部署： 06-6941-0351 内線

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎内 担当 \_\_\_\_\_

要領様式第 1 4 号 (法第 { 1 4 } 条、要領第 2 5 関係)

{ 建 審 } 第 号  
{ 産 指 }  
年 月 日

様

大 阪 府 知 事 印

{ 分別解体等 } の適正な実施について (勧告)  
{ 再資源化等 }

(分別解体等の場所

) の分別解体等は、  
{ 再資源化等 }

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 1 2 年法律 1 0 4 号) の適正な実施を確保することが必要であるので、同法第 { 1 4 } 条の規定により、下記— 2 のとおり措置することを勧告する。  
{ 1 9 }

記

1 適正な実施を確保する事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 条第 項  
施行規則第 条

2 勧告する措置、期限

要領様式第15号（法第15条、要領第26関係）

大阪府達建審第 号

（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_

命 令 書

下記対象建設工事の分別解体等の状況は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の規定に違反していると認められるので、同法第15条の規定により、下記のとおり措置することを命ずる。

年 月 日

大 阪 府 知 事 印

記

- 1 対象建設工事の種類及び場所
- 2 措置の内容及び履行期限
- 3 措置が必要な理由

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

要領様式第16号（法第20条、要領第26関係）

大阪府達産指第 号

（住所） \_\_\_\_\_

（氏名） \_\_\_\_\_

### 命 令 書

下記対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等の状況は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の規定に違反していると認められるので、同法第20条の規定により、下記のとおり措置することを命ずる。

年 月 日

大 阪 府 知 事 印

### 記

- 1 対象建設工事の種類及び場所
- 2 措置の内容及び履行期限
- 3 措置が必要な理由

### 教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〇〇第 号

(住所)

(氏名)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第15条（第20条）の規定により、 年 月 日付 第 号をもって命じた については、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

年 月 日

大阪府知事



〇 〇 第 号  
年 月 日

(住所)

(氏名)

大阪府知事 印

報告の徴収について

(分別解体等の場所) ) の分別解体等  
再資源化等

については、その適正な実施を確保するため、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)第42条第1項の規定に基づき報告の徴収を行いますので、別紙様式の報告書を下記のとおり提出してください。

記

1 報告書の様式 別紙のとおり

2 添付図書 報告書には、下記の資料を添付してください。

発注者の場合	受注者又は自主施工者の場合
○事前説明書	○事前説明書
○工事請負契約書又は見積書	○告知の記録
○法第13条の書面	○工事請負契約書又は見積書
	○法第13条の書面
	○工事記録写真

3 提出期限 年 月 日

4 提出先



(要領様式第20号)

## 報告書

年 月 日

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第42条第1項の規定により報告します。この報告書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。

大阪府知事 様

報告者氏名

印

発注者又は 自主施工者)	氏名 住所 Tel. — —
受注者 (元請業者)	建設業許可番号 □大臣□知事 第 号 (業種 ) 解体工事業登録番号 大阪府知事 第 号 氏名 住所 Tel. — —
受注者 (下請負人)	建設業許可番号 □大臣□知事 第 号 (業種 ) 解体工事業登録番号 大阪府知事 第 号 氏名 住所 Tel. — —
工事の場所 (地名地番)	
工事の名称	
工事の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物の新築・増築工事 <input type="checkbox"/> 建築物の修繕・模様替等工事 <input type="checkbox"/> 建築物以外の工作物の工事
工事の概要	建築用途
	階数
	工事対象面積 $m^2$
	請負代金の額 円
届出の有無	有 ( 年 月 日 第 号 ) : 無
説明の有無	有 ( 年 月 日 ) : 無
契約の有無	有 : 無 (見積書・口頭)
現場状況及び 違反内容	
是正計画	
添付図書	1. 事前説明書 (届出書、別表1～3のいずれか、案内図、工程表) 2. 工事請負契約書の写し (見積書の写し)

